

1 条例制定の理由

本市の放課後児童クラブは、これまで要綱に基づき運営してきたが、次の目的及び効果のため、今後は条例を制定し運営する。

- ①事業の継続性に法的拘束力を持たせる。
- ②利用者の権利の明確化を図る。

2 条例の要旨

放課後児童クラブを「公の施設」と位置づけ、施設の管理運営責任及び利用者からの費用徴収の根拠などの明確化を図る。

また、民間活力の導入により市民サービスの向上が図られるよう「指定管理者制度」の導入を可能とする。

【ワンポイントメモ】

□要綱とは

業務を円滑に行うために市が定めた内規（法的拘束力なし）

□条例とは

市が議会の議決により制定する法規

□公の施設とは

市民の福祉を増進する目的をもって、市民の利用に供するため市が設ける施設

□指定管理者制度とは

公の施設をノウハウを有する民間事業者等に管理・運営してもらう制度で、市民サービスの向上等を図ることを目的とする

3 条例の概要

設置

- 公設の児童クラブを「公の施設」とする
⇒児童クラブごとの「名称」と「所在地」を定義する

開設時間

- 授業のある日
⇒授業の終了時から午後6時まで
- 土曜日、長期休業日
⇒午前8時から午後6時まで
- ※必要に応じ、午後7時まで延長することができる

利用料金

- 通年利用の場合：4,000円／月
- 減免制度
⇒生活保護受給世帯や多子世帯（2人目以降）について減免規定を設ける（※予定）

指定管理

- 管理の代行
⇒次の業務を行わせることができるようになる
①事業運営 ②入会許可 ③料金徴収 ④施設の維持管理

4 条例の施行

施行年月日：令和8年4月1日

※条例の施行の日前においても、指定管理者の指定に関し、必要な準備行為をすることができる。

※児童クラブの利用に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。